愛媛県犯罪被害者等支援金給付要綱

（趣旨）

第１条　愛媛県犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）は、愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会（以下「委員会」という。）の予算の範囲内において支援金を給付するものとし、その給付に関しては、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）（以下、「規則」という。）を準用するほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この支援金は、愛媛県犯罪被害者等支援条例（令和５年愛媛県条例第７号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、殺人や傷害など故意の犯罪により被害に遭われた方及びその遺族に対して支援金を給付することにより、経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第１項本文、第39条第１項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

⑵　犯罪被害　犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。ただし、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により委員会会長（以下「会長」という。）が確認できるものに限る。

⑶　犯罪被害者　犯罪被害を受けた者をいう。

⑷　犯罪被害者等　犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。

⑸　重傷病　負傷もしくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が１か月以上かつ通算３日以上の入院を要すると医師に診断されたものをいう。

⑹　精神疾患　刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が３か月以上かつ通算３日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。

⑺　犯罪被害を知った日　犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

（支援金の種類、給付額及び給付対象者）

第４条　支援金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に定めるところとする。

なお、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合、又は、給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を60万円として給付する。

⑴　遺族見舞金

ア　給付額

60万円

イ　給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（第４条第２号、第３号に定める重傷病見舞金、精神療養支援金を給付後に死亡した者の遺族を含む）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第５条第３項から第４項に定める第１順位遺族

⑵　重傷病見舞金

ア　給付額

30万円

イ　給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第３条第５号にいう犯罪被害者

⑶　精神療養支援金

ア　給付額

５万円

イ　給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第３条第６号にいう犯罪被害者

⑷　前３号に掲げる支援金について、給付対象者が、犯罪行為が行われた時において、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有する者」とみなすことができる。

⑸　既に重傷病見舞金及び精神療養支援金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該重傷病見舞金及び精神療養支援金と(1)アの額との差額を給付するものとする。

（遺族の範囲及び順位）

第５条　遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する遺族とする。

⑴　犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

⑵　犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

⑶　前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

２　犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前

項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第２号の子とし、その他のときにあっては、同項第３号の子とみなす。

３　遺族見舞金給付対象の遺族の順位は、第１項各号の順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。ただし、第１順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第２順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

４　第１項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付対象者としない。

（支援金を給付しないことができる場合）

第６条　会長は、次の各号に掲げる場合は、支援金を給付しないことができる。

⑴　当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第１順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情があった場合を含む。）があったとき。

ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

⑵　犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

⑶　犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号及び第６号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支援金の給付申請）

第７条　遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、愛媛県犯罪被害者等支援金（遺族見舞金）給付申請書（様式第１号）に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

ただし、申請者が18歳未満又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。

なお、規則第13条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものとする。

⑴　犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

⑵　申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写

し、戸籍の附票等）

⑶　申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

⑷　申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害が行われた時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等）

⑸　申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）

⑹　申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

⑺　遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が２人以上あるときは、愛媛県犯罪被害者等支援金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第２号）

⑻　その他、会長が必要と認める書類

２　重傷病見舞金・精神療養支援金の給付を申請しようとする場合は、愛媛県犯罪被害者等支援金（重傷病見舞金・精神療養支援金）給付申請書（様式第３号）に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

ただし、申請者が18歳未満又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。

⑴　重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書

診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神療養支援金にかかるものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算３日以上労務に服することができないことを明記すること。

⑵　犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

⑶　その他、会長が必要と認める書類

（申請期限）

第８条　前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から１年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から７年を経過したときは、することができない。

なお、重傷病見舞金及び精神療養支援金の給付を受けた者が、遺族見舞金の給付を受ける場合にあっても、重傷病見舞金及び精神療養支援金の給付時の犯罪被害を知った日から１年を経過したときには、これをすることができない。

ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第２条第１項各号に定める危険運転致死傷にあっては、故意による犯罪であることを知った日から、１年以内に限り、当該申請をすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、当該犯罪の加害者により身体の自由を不当に拘束さ

れていたことその他のやむを得ない理由により前項に規定する期間を経過する前に、前条の規定による申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から６か月以内に限り、前条の申請をすることができる。

（給付の決定等）

第９条　会長は、第７条の規定による申請があった場合は審査を行った後、支援金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

２　会長は、前項の決定を行った時は、速やかに、愛媛県犯罪被害者等支援金給付決定通知書（様式第４号）又は愛媛県犯罪被害者等支援金不給付決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

３　会長は、第１項に規定する支援金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、会長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

４　前項の規定は、支援金の給付決定後においても適用があるものとする。

（支援金の請求）

第10条　前条に規定する通知により支援金の給付決定を受けた者は、愛媛県犯罪被害者等支援金給付請求書（様式第６号）により、会長に当該支援金の給付を請求するものとする。

（決定の取り消し）

第11条　会長は、支援金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

２　会長は、支援金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第12条　前条の規定により決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、当該支援金の給付を受けた者は会長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

（個人情報の保護）

第13条　個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

附　則

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際現に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）の施行前の罪については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和６年10月１日から施行する。

2　改正後のこの要綱の様式第１号及び様式第３号の規定は、この要綱の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和８年11月１日から施行する。

2　改正後のこの要綱の第３条の規定は、この要綱の施行の日以降に発生した犯罪による被害について適用し、同日前に発生した犯罪による被害については、なお従前の例による。

3　改正後のこの要綱の様式第１号及び様式第３号の規定は、この要綱の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。